

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成17年11月21日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成15年中旬頃、大阪府警住吉警察署より、奈良県警高田警察署に移送、逮捕勾留された期間の正確な日時（住吉署より移送され、奈良葛城拘置所に送られた日付）、高田署拘留中、体の不調を訴えた時、連れて行っていただいた病院の住所、名称、私に関するすべての医療記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成17年11月25日、実施機関は、本件開示請求に係る文書（以下「本件行政文書」という。）を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

開示しない理由

条例第10条に該当

本件開示請求は、特定の個人を名指ししたものであることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため

3 審査請求

審査請求人は、平成17年12月8日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成17年12月22日、奈良県公安委員会は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の趣旨及び理由は、おおむね次のとおりである。

このたび行った行政文書開示請求の対象情報は、私自身の情報であるとともに、現在、徳島地方裁判所において行われている損害賠償請求事件においての証拠資料として提出するためのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書の性格等について

警察留置場に留置されている被疑者は、刑事手続によって、その身分も、被逮捕者、勾留被疑者、勾留被告人、受刑者に区分され、被逮捕者については国家公安委員会規則である被疑者留置規則、勾留被疑者以下については代用監獄として監獄法の適用を受ける。

これら被疑者等を被留置者と呼び、警察留置場へ収容した場合は、被疑者留置規則第5条に掲げる所定の簿冊を備え付け記録しなければならない。

被留置者として新規入場させる場合は、当該備え付け簿冊に所定事項の記録を行い、また、傷病の確認や定期的な健康診断等を実施し、傷病等があれば医師による治療を受けさせ、その診療状況を記録しなければならないことになっている。

当該備え付け簿冊には、被留置者の人定事項、逮捕日時等、留置日時、留置後の経過、診療状況等が記載されており、これらは、まさしく留置した警察署が認知した個人に関する情報である。

2 開示請求権の一般的性格について

条例第5条に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用目的等の個別的事情を問わないものである。よって、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情は、当該行政文書の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

3 条例第10条該当性について

条例第10条は、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

本件行政文書は、開示を求める対象文書を特定するにあたり、特定の個人を名指ししており、本件行政文書の存否を答えるだけで、「特定の個人が留置された事実及び留置中に診療を受けた事実」の有無を開示することになるものである。

当該事実の有無は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書きのいずれにも該当しない不開示情報である。

よって、本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条により不開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書の性質について

本件開示請求は、特定の個人が逮捕され、警察留置場に留置されたこと及び留置中に診療を受けたことに関する行政文書を対象とするものであるが、この種の行政文書は、特定の個人が警察に逮捕され、留置中に診療を受けたことを前提として作成され、又は取得されるという性質を持つ文書である。

したがって、本件行政文書の存否を答えることは、当該個人が警察に逮捕され、留置中に診療を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を示すことになると認められる。

3 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により不開示決定した旨主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本件存否情報は、特定の個人が警察に逮捕された事実の有無という名誉や信用に直接かかわる個人に関する情報であり、また、留置中に診療を受けた事実の有無という健康状態に直接かかわる個人に関する情報であって、当然に当該個人の識別性を有するものと認められる。

したがって、本件存否情報は、上記条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

本件存否情報は、本号ただし書アからウまでに該当しないことは明らかである。

(3) まとめ

したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人本人の情報であるため開示すべき旨主張するが、条例に定める開示請求権制度は何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情は、当該行政文書の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

また、審査請求人は、現在審査請求人が提起している民事訴訟において、証拠資料として提出するために本件行政文書の開示が必要である旨主張する。しかし、条例による開示の可否は、条例の規定に則して判断すべきものであり、審査請求人主張のような必要があることを理由として開示の可否を決することはできない。

したがって、これらの点に関する審査請求人の主張は採用できない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成17年12月22日	・ 公安委員会から諮問を受けた。
平成18年 2月17日	・ 公安委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成18年 7月 5日 (第108回審査会)	・ 公安委員会から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成18年 8月 9日 (第109回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成18年11月 7日	・ 公安委員会に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（行政法）	